

令和8年 10月 26日

事業者の皆様へ

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る運用
（営繕工事編）への対応について（お知らせ）

日頃から、横須賀市の入札及び契約手続きに関し、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、中東情勢の変化による影響もあり、ナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まり等が発生するなど、横須賀市で実施している工事において影響が出ています。

このような状況においても、円滑な施工が確保されるよう、中東情勢の変化等への対応として下記の取組みを実施します。

- 令和8年7月神奈川県県土整備局が策定した「中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る運用（営繕工事編）」に則り、本市でも同運用を、令和8年10月26日から開始します。

- 既に契約済みの案件

既契約工事においては、過去に購入した対象資材も含め、受発注者間の協議の上、対象資材を設定するものとします。

【 お問い合わせ先 】

横須賀市財政部契約課

電 話：046 - 822 - 9791

FAX：046 - 828 - 3839

E-mail：co-fi@city.yokosuka.kanagawa.jp

中東情勢による建設資材への影響を踏まえた
設計変更に係る運用
(営繕工事編)

令和8年7月

神奈川県県土整備局

1. 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更する運用をするに当たり、営繕工事において必要となる手続き、積算方法等を定めることを目的とする。

2. 対象資材

- (1) 対象資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

対象資材

塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板

- (2) 一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の①、②の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する専門工事業者等の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

①対象資材の代替資材を調達した場合

②設計図書どおりの対象資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

4. 手続き

- (1) 本運用の対象工事は、「中東情勢による建設資材への影響を踏まえた設計変更に係る特記仕様書」の添付されている工事とする。
- (2) 既契約工事においては、過去に購入した対象資材も含め、受発注者間の協議の上、対象資材を設定する。
- (3) 代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「対象資材に関する協議書（様式1）」を監督職員に提出し、協議する。対象資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「対象資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、

購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。

- （５）代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督職員に提出する。
- （６）妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- （７）本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 26 条（スライド条項）の対象外とする。
- （８）設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこととする。
- （９）受注者より疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 積算方法

（１）設計変更を行う対象数量

- ・設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

（２）設計変更に用いる材料単価

- ・受注者から提出された証明書類に記載された購入単価を使用する。
- ・実際の購入単価が一般的な実勢単価と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
- ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の物価資料に掲載されている単価を使用することができる。

（３）別途調達経費の算出法

- ・（２）で算出した材料単価と設計変更前の官積の材料単価の差額に（１）の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動する専門工事業者等の諸経費を加算して求める。
- ・設計変更前の官積の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用し、求める。
- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の単価の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

様式 1

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

対象資材に関する協議書

(営繕工事)

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	調達予定単価	中東情勢の影響	添付書類番号
②	(例) 塗料用シー	〇〇	5 L	R8. 4 月	〇円	有	1

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。
 - ① 対象資材の代替資材を調達する場合
 - ② 設計図書どおりの対象資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
2. 添付書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の見積書の写しを監督職員に提出する。①の場合は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を併せて監督職員に提出する。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式単価でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。
4. 対象数量は購入予定数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。

様式 2

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

対象資材に関する実施報告書

(営繕工事)

種別	資材名	仕様・規格	対象数量	購入時期	購入単価	証明書	証明書類番号

(注)

1. 種別は、①又は②を記入する。
 - ① 対象資材の代替資材を調達した場合
 - ② 設計図書どおりの対象資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となった場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）
2. 証明書類は、調達時期、購入数量及び購入単価が確認できる実際の取引伝票、見積書、請求書等のうち、必要なものの写しを添付すること。
3. 材料費を抽出して確認することが困難な場合は材工一式単価でもよいが、別途調達経費に該当しない費用（労務費、機械器具費及び仮設材費）の増加費用は含めないこと。
4. 対象数量は購入数量ではなく、設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量とする。
5. 購入単価は、原則として実際の取引伝票もしくは請求書等の購入単価が確認できるものとする。ただし、受注者自ら材工一式を提供する場合等、見積書によらざるをえない場合には、この限りではない。